

平成二十八年五月二十四日提出
質問第二九〇号

タミフル等抗インフルエンザ薬による異常行動に関する質問主意書

提出者 大西 健介

タミフル等抗インフルエンザ薬による異常行動に関する質問主意書

二〇〇一年の国内発売以降、タミフルは、インフルエンザ治療の主力として広く使われるようになったが服用した十代の患者が突然走り出したり飛び降りたりして死亡する事故が多発して、厚労省は二〇〇七年三月、十代への処方原則中止する通知を出した。

そこで、以下質問する。

一 タミフル等抗インフルエンザ薬の服用と異常行動との因果関係についての政府の公式見解を示された
い。

二 仮に、タミフル等抗インフルエンザ薬の服用と異常行動とのあいだに因果関係はないとした場合に、これまで報告された異常行動の理由は何だと考えているのか。

三 仮に、因果関係がないとした場合、政府が十代への処方を原則中止していることと矛盾するのではない
か。

四 二〇〇七年三月以降、タミフル等抗インフルエンザ薬服用後の異常行動は何件報告されているか。

五 タミフル服用後の異常行動による死亡事故について独立行政法人医薬品医療機器総合機構への副作用の

救済申請がすべて不支給の決定となっているのはなぜか。

六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の不支給決定に関して、不支給とした理由等審査の内容について、当事者である遺族に対してさえ情報を不開示とすることは著しく説明責任を欠き不当ではないか。

七 仮に、タミフルが抗インフルエンザ薬として有効だとしても、現に、服用後の異常行動による事故が起きていく以上は、薬には副作用がつきものであるとの前提に立ち、救済を確実に行うべきではないか。

八 厚生労働省は、タミフルの十代への処方解禁するかどうか最終的な検討を来年度から始めると聞いているが、具体的には、どのような体制とスケジュールで行うのか。また、どのような条件を満たした場合に十代への処方が解禁となるのか。

右質問する。